

10. 定年延長

2021年6月、国家公務員法・地方公務員法が改正され、公務員の定年退職年齢が引き上げられました。この結果、1963年度に生まれた職員（2022年4月1日に満58歳）は61歳定年となり、以後、1964年生まれば62歳定年と、1歳ずつ定年が延長され、1967年度生まれ以降の職員は、全員が65歳定年となることが定められました。賃金その他の勤務労働条件の詳細については、地公労と県の交渉を経て2022年度中に、条例化されますが、現時点（2022年3月）で示されている内容は次の通りです。

※現行63歳定年である現業職員については下記参照。

① 定年引上げのシミュレーション

		移行期間										2031年度制度完成	
年度ごとの定年年齢		60		61		62		63		64		65	
会計年度 職員の生年		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
1962年度生まれ	60	61	62	63	64	65							
1963年度生まれ	59	60	61	62	63	64	65						
1964年度生まれ	58	59	60	61	62	63	64	65					
1965年度生まれ	57	58	59	60	61	62	63	64	65				
1966年度生まれ	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65			
1967年度生まれ	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		
1968年度生まれ	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	

※太字が定年退職年齢。現在63歳定年の現業職員は、2029年度から適用のため、2023・2025・2027年度末は、現業職員を除いて定年退職者なし。2029・2031年度末は全職種で定年退職者なし。

② 給与と退職手当

・給与月額

60歳に達した日以後の、最初の4月1日以降に適用される給料表月額に100分の70を乗じた額とする。

・退職手当

支給は「定年退職」後。「ピーク時特例」を適用し60歳時点の給与月額で額が算定する。

③ 暫定再任用制度と定年前再任用短時間勤務制度

- ・暫定再任用

2023年度から65歳定年の完成年度である2031年度までの9年間、定年退職後の61～65歳の職員に、現行の再任用制度を適用する。

- ・定年前再任用短時間勤務

定年引き上げに該当する1963年度以降に生まれた職員に対して、「多様な働き方のニーズに対応」するため、定年前に一旦退職し、61歳以降本来の定年退職年齢までの間、短時間勤務を認めるとした制度。勤務時間や賃金は現行再任用制度のハーフタイム勤務と同じだが、再任用制度と異なりフルタイム勤務に復帰することはできない。

11. 高齢者部分休業について(2023年4月1日から取得可能)

55歳に達した日の翌年度4月1日以降から定年退職日まで部分休業できる制度です。2022年度末までには条例化される予定ですが、現時点で示されているものは次の通りです。

概要として、高齢期による諸事情（家族の介護、体力の低下、セカンドキャリアにむけた準備等）や地域貢献（ボランティア等の地域活動への参画等）のための時間創出などに対応するために、公務の運営に支障のない限りにおいて、一週間あたりの勤務時間数が2分の1を超えない範囲内で取得することができます。また、退職をしてからの定年前再任用短時間勤務とは異なるため、フルタイムに復帰することが可能となっています。しかしながら勤務しない時間は賃金が減額されるうえ、連動して一時金や退職金等の各種手当にも影響します。

※2022年9月時点、細部については検討中